

公益社団法人関市シルバー人材センター会員就業規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人関市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員の就業に関する事項を定めるものとする。

(努力義務)

第2条 センターは、相互共助団体であって、会員はお互いの経験、能力及び人格を尊重し、協力し合って会員自身の創意を生かしながら働く機会を広げ、その健康と福祉を増進するとともに、センターと地域社会の発展に寄与するものとする。

(処遇の平等原則)

第3条 センターは、会員の信条、社会的身分、門地、性別、宗教等の理由で、その就業などの処遇面で差別をしてはならない。

第2章 就業

(仕事の受注)

第4条 センターにおける仕事の受注は、すべてセンターが行うものとし、会員は、仕事の受注の当事者となってはならない。

(仕事の割り当て)

第5条 センターは、仕事の発生のつど、会員の希望に配慮し、あらかじめ会員に仕事の内容、就業期間、配分金等の条件を明示し、割り当てるものとする。

第6条 会員の就業時間は、会員の健康と福祉に配慮して1日8時間を超えないものとする。ただし、センターは、仕事の性質、就業場所、季節の事情等により、その始・終業時間、休憩時間、休日等の基準について、法律に定める基準に従い、別に定めることができる。

(配分金)

第7条 会員の就業に伴う配分金の支払いについては、原則として毎月末日に締め切り、翌月25日に支払うものとし、その基準については、別に定めるものとする。

(就業上の注意事項)

第8条 会員は、就業にあたり、次の点に留意しなければならない。

- (1) センターから提供された仕事について、誠実に行うこと。
- (2) 工作中は、あらかじめ指名された班長等の指示に従い、お互いに協力して働き、安全衛生の確保、災害防止等に努めること。
- (3) やむを得ない事情により、約束の仕事に従事できない場合は、事前にセンター等に届け出ること。
- (4) 就業にあたっては、会員証を携帯し、必要に応じて発注者に提示すること。
- (5) 仕事がすべて終わったときは、その旨事務局に報告するとともに、就業報告書に記録し、発注者の確認を受け、速やかに事務局に提出すること。
- (6) 就業上知り得た業務上の機密事項及び発注者の不利益になることは、他にもらさないこと。

第9条 会員は、次の場合に該当するときは、その就業を終了する。ただし、第5号及び第6号に該当する場合については、就業の終了を会員に対し予告するものとする。

- (1) 死亡したとき。

- (2) 本人から就業をやめたいという申出のあったとき。
- (3) 就業の定められた期間が満了したとき。
- (4) 天災事変その他やむを得ない事由によって仕事の継続が不可能になったとき。
- (5) 本人の就業が、その健康と福祉に反すると認められたとき。
- (6) 会員の行為がセンターの目的と名誉に反し、かつ、改善の見込がないと認められるとき。

第3章 安全衛生

(センターの措置義務)

第10条 センターは、会員の就業にあたり、その安全衛生、災害防止等に配慮し、労働災害の防止に努めるものとする。

(健康診断)

第11条 センターは、会員の健康と福祉の増進のため、毎年1回以上健康診断を受けるよう指導するものとする。

2 センターは、会員に対し健康診断の結果、特に必要がある場合、一定期間の就業禁止又は就業時間の制限、職種等の変更などを行うことができるものとする。

第4章 傷害保険及び損害保険

(傷害保険)

第12条 会員の就業中における傷害等については、「シルバー人材センター団体傷害保険」約款の定めるところにより、補償するものとする。

2 傷害を負った者、共同作業会員又は会員の家族は、事故があったときは遅滞なく、その内容等をセンターに届けて指示に従わなければならない。

(損害保険)

第13条 会員が就業中、発注者又は第三者の身体若しくは財物に損害を与えたときは、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」約款の定めるところにより、賠償を担保するものとする。ただし、免責分に係わる金額の2分の1に相当する金額は、会員の負担とする。

2 会員の故意又は重大な過失により、又は自動車の所有、使用若しくは管理に起因する賠償責任が発生したとき等「シルバー人材センター総合賠償責任保険」で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

第5章 福利厚生措置

(事業)

第14条 センターは、会員の健康と福祉の向上のため、レクリエーションその他の福利厚生措置を行うことができる。

第7章 雑則

(規約の改廃)

第15条 この規約の改正又は廃止は、理事会において決定するものとする。

附 則

この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。